

重要事項説明書

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社リミックスプロダクツ
代表者氏名	岡田 浩人
本社所在地 (連絡先)	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番33 錦21号館 3階 (電話番号 052-220-6606 ファックス番号 052-220-6607)
法人設立年月日	1999年7月27日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	ティアラボ
サービスの主たる対象者	知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
名古屋市指定事業所番号	2316102215 (2026年5月1日指定)
管理者	岡田 浩人
サービス管理責任者	島田 竜彰
事業所所在地	名古屋市中区錦2-5-33錦21号館1F
連絡先	連絡先電話・ファックス番号 052-222-2338
事業所の通常の事業実施地域	名古屋市全域
事業所が行う他の指定障がい福祉サービス	なし
利用定員	20名
開設年月日	2026年5月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定就労継続支援B型の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 事業所は、名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月25日名古屋市条例第80号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 （場合により土日祝を開所する場合がある） ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 （場合により土日祝を開所する場合がある） ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前10時から午後6時までとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄筋コンクリート
敷地面積	118.15㎡
延床面積	189.42㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備	考
訓練室	1室		
作業室	1室		
相談室	1室		
洗面所	1室		
便所	2室		
多目的室	1室		
事務室	1室		

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	① 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画書の原案を作成します。 ③ 個別支援計画書の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、利用者に交付し（署名をいただき）ます。 ④ 個別支援計画書作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行い、必要に応じて計画内容の変更をします。 ⑤ 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等

	に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。 ⑥ 利用者の心身の状況や置かれている環境等に照らし、自立した日常生活を営めるよう定期的に検討を行います。その上で、自立が可能と認められる利用者に対しては、必要な支援を継続的に提供します。 ⑦ 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
職業指導員	職業指導員は、個別支援計画に基づき、就労の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、一般就労後も職場定着を図るための支援を行います。
生活支援員	生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行います。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤 換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	
サービス管理責任者	1	1				1	
職業指導員	2	1		1		1.5	
生活支援員	2	1		1		1.5	

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）
職業指導員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００、１１：００～１５：００）
生活支援員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００、１１：００～１５：００）

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サ ー ビ ス の 内 容
個別支援計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画の作成を作成します。
食事の提供	希望により、食事を提供します。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① カフェや花屋の業務補助 ② 物品製作および販売 ③ SNS運用 ＜工賃の支払い＞ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
求職活動支援	個別支援計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
職場定着支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健康管理	毎朝、ご家庭で検温をし、体調の確認等ご家族に確認をお願いします。通所後、体調不良や緊急時必要に応じてご家族への連絡、医療 機関等へ搬送いたします。
施設外支援	施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行支援を行います。
施設外就労支援	利用者の心身の状況や意向・適正、その他の事情を踏まえ、必要に応じて個別支援計画に基づき施設外就労を行います。
在宅就労	在宅でのサービス利用を希望する者へ、必要な支援を行います。支援を受ける為 には市町村が必要と判断したうえで、一定の要件を満たす必要があります。

(2) サービス利用料（1日あたりの目安）

当事業所のサービス利用料は、厚生労働大臣が定める告示の単位数に基づき算定されます。新規開所事業所のため、前年度の工賃実績がない区分（区分Ⅵ）からスタートいたします。

- ① 基本報酬：就労継続支援B型サービス費（Ⅵ）…… 590単位／日

※定員20名以下の区分を適用。

※この単位数は、次年度以降、前年度の平均工賃実績に応じて毎年4月に見直しが行われます。

- ② 利用者負担額の計算方法

上記単位数に、名古屋市の地域単価を乗じた金額の「1割」を原則としてお支払いいただきます。

※地域単価：10.86円（名古屋市 3級地）

(3) お支払いの上限について

前項の計算に関わらず、お客様が支払う月額合計は、お住まいの自治体が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された「負担上限月額」を超えることはありません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

(4) 加算項目

- ① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置等加算	150円 【（Ⅰ）15単位】	左記の1割	（Ⅰ）（Ⅱ）の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 （Ⅲ）の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
就労移行支援体制加算	【加算（Ⅰ） 平均工賃2万円以上2万5千円未満（65単位）の場合】 利用定員20名以下	左記の1割	一般就労への移行後、6か月連続して就労している利用者が、前年度において定員の5%を超える場合、利用1日につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	89単位	左記の1割	目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用1日につき加算されます。
医療連携体制加算	加算（Ⅰ） 32単位	左記の1割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合

	や介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合、利用１日につき加算されます。
--	--

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
初期加算	327円 (30単位)	左記の１割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用１日につき加算されます。
訪問支援特別加算	2,019円 【加算(1)187単位の場合】 3,040円 【加算(2)280単位の場合】	左記の１割	継続して利用する利用者が継続して５日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。 月２回まで加算されます。
欠席時対応加算	940円 (94単位)	左記の１割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月４回まで加算されます。
食事提供体制加算	327円 (30単位)	左記の１割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、１日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,636円 (150単位)	左記の１割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

(5) その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食：１食につき100円
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額
キャンセル料（利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求いたしません）	３日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。 ３日前までにご連絡がない場合１日あたりの利用料の100%を請求いたします。

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について

サービス利用料金（利用者負担額）及びその他の費用（昼食代、行事費等）は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。

当事業所では、原則として毎月発生する工賃と、お支払いいただく利用料・諸費用を差し引きする方法により精算を行います。

・工賃 > 利用料等の場合：差し引き後の差額を現金にてお支払いします。

・工賃 < 利用料等の場合：不足分については、別途指定の期日までに事業所へお支払いいただきます。

* この精算方法については、利用者（および身元引受人）の同意を得た上で行うものとします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

受給者証に記載された支給決定内容に基づき、利用者およびご家族の意向を十分反映した「個別支援計画」を作成します。計画の策定にあたっては、あらかじめ原案の内容を詳しく説明し、ご本人の同意をいただいた上で決定するものとします。

(3) 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、利用者の心身の状況や意向の変化、または置かれている環境の変化等に応じて、必要に応じて見直しや変更を行います。また、定期的なモニタリングの結果に基づき、常に最適な支援が提供できるよう柔軟に対応いたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	北條 美絵
-------------	-------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置し、委員会を開催しています

(年2回以上)

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中の対応 サービス提供中に利用者の病状急変や事故等が発生した場合は速やかに主治医への連絡や救急搬送等の必要な措置を講じます。あわせて、利用者の病状 急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

かかりつけ医療機関名

診療科

主治医

所在地

緊急連絡先氏名①

住所

電話番号

続柄

緊急連絡先氏名②

住所

電話番号

続柄

11 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし優先的な診療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人八事の森 杉浦医院		
医院長名	森 亮太		
所在地・電話番号	愛知県名古屋市昭和区山手通5-33-1	052-832-1063	
診療科	内科・小児科・訪問診療	入院設備	なし

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	名古屋市
	担当部・課名	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課事業者指導担当
	電話番号	052-238-0567

市町村	市町村名	利用者の居住区の市町村福祉課
	担当部・課名	
	電話番号	

保険加入	下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名：損保ジャパン 保 険 名：企業総合補償保険・賠償責任保険 保障の概要：火災、落雷、破裂、爆発、施設賠償（対人・対物）、賠償責任
------	--

13 非常災害対策及び業務継続計画（BCP）

非常災害対策	別に定める消防計画により対応いたします。 避難訓練を年2回実施します。		
業務継続計画（BCP）の策定	感染症や自然災害が発生した場合でも、サービスを継続するための計画（BCP）を別に策定し、それに基づいた研修及び訓練を定期的に行います。		
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 有 ・室内防火栓 有	・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 無 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水）有	
消防計画	消防署への届出日：2026年4月30日 防災管理者：岡田 浩人		

14 苦情解決の体制及び手順

(1) 相談・苦情受付窓口の設置

利用者及びその家族からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するため、以下のとおり窓口を設置します。（下表に記載のとおり）

(2) 相談・苦情への対応体制

相談および苦情の申し出（電話、面談、書面等）があった場合は、原則として管理者が対応します。管理者が不在または対応できない場合は、他の職員が一時対応を行い、その内容を速やかに管理者へ報告する体制を構築します。

(3) 受付時の確認・記録事項

迅速な解決を図るため、利用者氏名、サービス提供の月日及び時間、サービス提供した職員の氏名（利用者がわかる場合）、具体的な苦情・相談内容その他参考となる事項等を確認し記録します。

(4) 解決の手順

① 検討会議の開催：管理者を中心として、相談・苦情処理のための検討会議を開催します。

② 事実関係の整理と改善策の検討：サービス提供担当者からの概要説明に基づき、問題点の洗い出し・整理を行い、今後の改善策を策定します。

③ 利用者への説明：検討した結果および改善内容について、管理者が利用者に対し誠実に事情説明を行います。

④ 関係機関への報告：必要に応じて、相談支援事業所および市町村等の関係機関へ報告を行います。

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所在地 名古屋市中区錦二丁目5-33 錦21号館1階 電話番号・ファックス番号 052-222-2338 受付時間 午前9時から午後6時までとする
【市町村の窓口】 （利用者の居宅がある市町村の障がい福祉サービス担当部署の名称）	受給者証に記載されている 市区町村役場福祉課
【公的の窓口】 名古屋市健康福祉局障害福祉部 障害者支援課分室	所在地 名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパークビジネスセンタービル10階 電話番号 052-238-0567 ファックス番号 052-238-0578 受付時間 月曜日～金曜日 （休日・祝日・年末年始を除く） 8:45～17:15
【公的団体の窓口】 名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター	所在地 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話番号 052-910-7976 ファックス番号 052-910-7977 受付時間 月曜日～金曜日 （休日・祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00/13:00～17:00

15 心身の状況の把握

利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16 連絡調整に対する協力

利用者の心身の状況、置かれている環境、および他の保健医療サービスや福祉サービスの利用状況等の的確な把握に努めるものとします。

17 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

18 サービス提供の記録

- (1) サービスの提供日、内容、利用時間をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) サービス提供実績記録票に利用者が記載し、職員は記載事項の確認を受けます。
- (3) これらの記録は、サービス提供が完結した日から5年間保存します。利用者は、事業者に対し、保存されているサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。（※複写等にかかる費用については、実費をご負担いた

だきます。)

19 その他

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、関係法令に基づき、利用者（保護者）と事業者が誠意をもって協議し、必要に応じて書面にて別途合意するものとします。

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。なお、感染症の蔓延防止及び業務継続のための対応については、本規定第13条に定める業務継続計画（BCP）に基づき適切に実施します。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

21 サービス利用開始可能年月日

サービス利用開始年月日	年	月	日
-------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

年 月 日

事業者名称	株式会社リミックスプロダクツ
所在地 (連絡先)	愛知県名古屋市中区錦二丁目5番33 錦21号館 3階 (電話番号 052-220-6606 ファックス番号 052-220-6607)
代表者名	岡田 浩人
事業所名称	就労継続支援B型事業所 ティアラボ
説明者氏名	

私は、重要事項の説明を受け、内容を承諾し本説明書の交付を受けました。
また、サービス提供に必要な範囲内（相談支援事業所や医療機関との連携、国保連
への請求等）で、私および家族の個人情報を使用することに同意します。

年 月 日

住 所	
利用者	
氏 名	

住 所	
代理人	
氏 名	(続柄)